定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	29	427,700
	30	428,700
	31	429,700
	32	430,600
	33	431,400
	34	431,700
	35	432,000
	36	432,300
	37	432,500
	38	432,800
	39	433,100
	40	433,400
	41	433,600
	42	433,800
	43	434,100
	44	434,400
	45	434,700
	46	435,000
	47	435,300
	48	435,500
	49	435,700
	50	436,000
	51	436,300
	52	436,500
	53	436,700
	54	437,000
	55	437,300
	56	437,500
	57	437,700
	58	438,000
	59	438,300
	60	438,500
	61	438,700
	62	439,000
	63	439,300
	64	439,500
	65	439,700

定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 370,300	円 483,000	円 543,600	円 693,100

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一　指定職俸給表（第六条関係）

号俸	俸給月額
	円
1	759,000
2	819,000
3	878,000
4	961,000
5	1,036,000
6	1,110,000
7	1,188,000
8	1,261,000

備考　この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「単身赴任手当」の下に「、転居手当」を加える。

第十一条の十第一項第二号中「同条」の下に「及び第十二条の三第七項第二号」を加える。

第十二条第二項第二号中「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項」に改める。

第十二条の二第二項中「（人事院規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事院規則で定める距離以上である職員については、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事院規則で定める額を加算した額）」を削る。